

前期スチュアート朝における恩赦と補助税

酒井重喜

< 要約 >

1620年代のイギリスの上層階級(補助税納税者層)は、刑罰法や封建的貢租の残滓や不動産取引にまつわる国王の誅求に批判的であった。それらを免責する議会的恩赦によって臣民は国王と議会の双方に敬意と感謝をもち、逆に恩赦を成立させない議会には失望感を持った。議会的恩赦について国王と議会が憲法問題を棚に上げ互恵的にふるまうという「王国の習慣の名誉」について疑義を挟む者はいなかった。しかし習慣を実行に移す段階で習慣がはらんでいた憲法的あいまいさが表面化した。ジェームズ一世はこの互恵的習慣に配慮したがチャールズ一世はそれをしなかった。国王と議会は異なった憲法観を持っていたのではなく、それぞれ独立した主体の「緩やかな結合体」としての混合王政における「互恵性」という価値観を共有していた。その価値観は議会的恩赦が本来有しているあいまいさを不問に付すという政治的知恵を条件としていた。しかし憲法的あいまいさを持つ議会的恩赦が執行される段階で両者の了解事項が破綻を見せたのである。混合王政の互恵と均衡は中世的混合王政 (*dominium regare et politicum*) の「統合性」を支える緊要な契機であったが、近代主権国家 (*dominium regare* または *dominium politicum*) の方向性が顕在化した17世紀になって国王と議会の折り合いが困難になった。議会的恩赦をめぐる混合王政のもろさが如実に露呈した。

一． 恩赦と混合王政

17世紀における議会の象徴的意義は、王国全体のすなわち国王と議会の「統合」であるとラッセルは言っている。⁽¹⁾ しかし混合王政におけるその統合は内部に矛盾を抱えるものであった。主権の非存在すなわち国王と諸侯の二つの独立主体の「緩やかな結合体」であるという本来的矛盾を抱えるがゆえに統合の意義がことさら重視されることになったとも言える。それは近代的主権国家のように「主権者の命令」(それが絶対君主によるか議会制によるかを問わない)による一元的統合ではなかった。混合王政における国王と議会は、経常費は「国王私財」で賄い、非経常費は議会税で賄うという「財政の中世的二元主義」を互恵的に遵守することを義務付けられていた。国王は経常費については自活しそのために議会税を求めてはならず(国王自活原則)、非経常費については課税根拠を明示(必要の提訴)して議会に租税賦課の合意を求める(議会の課税合意権)。国王の示す課税根拠が妥当と認められれば議会は課税協賛を無碍に拒否することはない。国王の自活努力と非常時における議会の財政的助力という双方の互恵と誠意によって、国王大権と臣民の財産権の双方が保全され、これによって中世的混合王政は成り立った。国王は自活原則を順守しつつ、公共善が危機に瀕すればその事情を議会に訴えて課税を求め、課税協賛権をもつ議会はその訴えを正当と認めれば課税承認を惜しまなかった。ともに独立主体である国王と議会の「緩やかな結合」は国王自活原則と議会課税合意権の相互承認を前提としており、この互恵関係が国王と臣民の「統合」を支えることになる。これは近代的主権国家とは決定的異なるものである。

「国王私財」は後見権などの封建的収入と徴発権や関税などの大権的収入と国王自身の領主的収入からなっていた。関税は新国王即位時に議会が承認し治世が継続する限り賦課が続けられた。それは議会の承認を毎年必要としなかったためその承認権は脆弱で関税というより海上通行料的性格をも持っていた。海上の安全、貿易の保護を用途目的とすることが暗然の前提となっており、議会は国王即位時にまさに習慣(custom)として関税(customs)を承認してきた。関税はこうした相互の信頼に基づいており、それ故に関税は国王と議会の「統合」を象徴するものであった。⁽²⁾ 関税と同様に恩赦もまた議会における国王と臣民の統合を象徴するものであった。種々の有罪判決を無効にする恩赦は、本来国王大権固有の権限によって出されるものであったが、慣習的に議会の閉会前に公布されるようになった。即位時の慣習的な関税承認がそうであったように、会期末での国王の恩赦授与とそれに対する議会の合意は、議会が国王と臣民の統合の象徴たることをよく示していた。恩赦授与を引き出すことによって議員は地元選挙民に議会の価値を認識させることができた。しかし前期スチュアート朝になってとりわけ1620年代になって一般的恩赦(大赦・政令恩赦)の扱いはそれまでと違って単調さを失っていた。ジェームズ一世とチャールズ一世の議会は、議会的恩赦の成立数がより少なくなり、成立した場合でも長々とした交渉の末やっと認められるという事態になった。前期スチュアート朝の議会における他の諸問題と同様、恩赦もまた憲法問題として取り上げられるようになった。本

稿はヘラップ (Cynthia Herrup) の研究によって、前期スチュアート朝において、議会的恩赦が本来内包していてもそれをあいまいなままにすることが政治的知恵であったものが、にわかには憲法問題として顕在化したことの問題性、とりわけ補助税承認という議会の財政貢献との関係を明らかにすることを目指している。⁽³⁾

二．議会的恩赦の意図

「主権者は罪を許すことができる」というのはローマ時代からのもので、イギリスでは10世紀以来イギリスの王位の伝統にもなっていた。恩赦は古来の国王大権の一つで、その発行権は他の機関からの制約を受けないものであった。有害性がない限り、国王は公正 (justice) な措置を受けるべきものを免罪することができた。罪を犯したものを国王が許すことで、神の恵みを臣民に知らしめると考えられた。この大権は国王の身体に属しており王単独の判断で行使されるものであった。国王大権のうち他からの掣肘をまったく受けない文字通りその身体に属するものであった。唯一の制約は、恩赦は公共善のために用いなければならないということであった。個々の臣民の不利益になるものであってはならず、また、殺人者を許すことはならず、公的利益のための密告者はその微罪を許されなければならなかった。⁽⁴⁾

恩赦が国王の身体に属する権限で他からの制約を一切受けないものであったから、議会は恩赦の行為の埒外にあった。しかし14世紀以降、議会は恩赦の適用に関して容喙するようになった。エドワード三世とリチャード二世の治世下の議会は、恩赦にまつわる腐敗を防止する法律を作った。ただこの法は、例外規定 (*a non obstante clause*) が設けられたため策法となった。⁽⁵⁾ しかし同法によって恩赦請求手続きの明確化がなされ議会の干渉が一步進むことになった。17世紀初期の議会は、個々の恩赦 (特赦, specific pardons) の付与では不満をもつことがあったが、有効な手立てを打つことはできなかった。しかし一般的恩赦 (大赦, general pardons) については議会側がその合意を求めることで関与を強めた。個別的恩赦を得るのは国王と直接交渉ができる者に限られたが、一般的恩赦は適用範囲内にあるものすべてに開かれており、大法官の役所で恩赦を購入することができた。ヘンリ八世の即位時恩赦 (coronation pardon) は一般的恩赦で多くの人がその購入に殺到し、ジェームズ一世の1624年の一般的恩赦もそうでありチャールズ一世の即位時恩赦には数千人が殺到した。⁽⁶⁾

恩赦は国王の身体に属する国王大権中の国王大権であり、一般的恩赦についてもその発行の時と事由は国王の意思次第であった。即位時恩赦が最古の伝統を持つものであったが、王子誕生などの王家の慶事を記念するものや、戦争や反乱の罪人を免責するためのものが発行された。恩赦の内容は広範なものであったが、殺人・放火などの重罪や係争中の事案や国王財政に直接かかわる違反は除外された。⁽⁷⁾ 国王大権中の国王大権である恩赦の発表は国王布告 (proclamation) によってなされたが、エドワード三世は1377年に自らの即位50年の記念祭に

恩赦を出した時、「議会の同意」を得て法律として発表した。この恩赦法の前文には、議会法という形をとったこと、議会にその権限を与えたこと、15年前に国王の誕生日を祝った際と異なっていることなどを弁明する説明は一切記されていなかった。前文に記してあるのは、この恩赦は臣民への国王の「大いなる慈しみ」と戦争・病気・不作が続いた「忌まわしい数年」に被った臣民の損害に対する悲しみによるものであり、臣民がこの難局を「今後何とか乗り切っていく大いなる勇気をもつこと」を鼓舞するものであるということであった。この1377年の恩赦の内容は伝統的なものであったが、ただその発行方法が伝統に沿うものではなかった。国王からの一方的な布告から議会の同意を得たものへの変更は重大な意味があった。国王の身体に専一的に属するものがここに初めて議会法として公布されたのである。⁽⁸⁾

エドワード三世がいかなる意思で恩赦を議会法として発行したのかは不明である。しかしエドワード三世の「1377年の恩赦」以降二つの種類の一般的恩赦が存在することになった。国王自身(king alone)の布告によって発行されるものと、「議会の中の国王(king in parliament)」が発行するものとである。二つの恩赦の区別は当初あいまいであったが時とともに明確になっていった。ヘラップは、より古い前者を「慈悲の恩赦 pardons of grace」とし、新しい後者を「議会的恩赦 parliamentary pardon」と呼んでいる。⁽⁹⁾「慈悲の恩赦」は国王自身によるものでその知見と意思に法源がある。その布告には前文がなく適用除外事項は相対的に少なかった。これに対して議会的恩赦の前文は国王の慈悲が示された理由を詳細に述べ、適用除外事項も地方での混乱を避けるため広範囲に設けられた。議会的恩赦は適用されるものより除外されるものの方が多数であった。ヘンリ八治世7年法第11項による議会的恩赦は、窃盗を除く重大犯を適用除外としこれがその後の判断標準となった。微罪の判断基準は流動的であったが、違反に対する課金が政府に安定的な収入となっているいかなる行為も免責しないことが議会的恩赦の通例となった。

前述のとおり、エドワード三世は自らの記念祭という伝統的期日に出される恩赦を議会を通して発表した。中世後期の多くの議会はその閉会時に恩赦発表がなされたがそれはいまだ慣習化ないし定例化したとまでは言えなかった。初期近代では議会の閉会が恩赦でもって祝賀され、テューダ朝ではそれが慣習化し、ヘンリ八世七年の法はその前文で犯罪者を大胆にするためのものでなく国王の大度を臣民に知らしめるものであるとしており、ヘンリ八世はその治世においておよそ6年ごとに議会的恩赦を与えた。エリザベス一世もその治世中およそ4年ごとにそれを出していた。前期スチュアート朝が始まる1603年までに議会的恩赦の発表手続きと内容のひな型ができ、国王と枢密院の事前協議を受けて法務長官が恩赦の素案を作成し国王の承認を受けた。⁽¹⁰⁾それが正式文書とされ、議会の閉会ないし解散間近かと思われたときに議会に送られた。議会では一回の読会に付されるだけで公開討論を経ずに合意がなされ国王の大度への謝意の表明がなされ、恩赦は議会の法律となり公的記録に記載された。⁽¹¹⁾

16世紀をとおして、議会的恩赦は頻度が高くなり、その手続きも「慈悲の恩赦」よりも簡明な

ものになった。ヘンリ八世 21年の法以来議会的恩赦には記録官への支払い以外の手数料は不要となった。エリザベスの即位時恩赦には 26 シリング 8 ペンスを要したが、同治世の議会的恩赦は 1 シリング以下であった。前期スチュアート朝になっても「個々の恩赦」や「慈悲の恩赦」という古い型のものに加えて議会的恩赦（法令恩赦 statutory pardons）も継承された。元来国王の身体にのみ属する恩赦権に対する議会の関与も強化され、議会的恩赦が王国統合の象徴となり、王国の煩瑣な刑罰法の免除を受ける期待と機会を提供した。

ただ前期スチュアート朝において議会的恩赦の数がテューダ朝でよりもはっきりと減っている。ジェームズ一世は、即位時恩赦をしたのち開会した五つの議会のうち三つの議会（1606年、1610年、1624年）においてしか議会的恩赦をしておらず、チャールズ一世は即位時恩赦をしたが議会的恩赦は一切していない。ジェームズ一世は、国王自身による一般的恩赦も 1610年から 24年までの間一切していない。ただ 1624年の議会的恩赦（21 James I c.35）は初期近代において最大規模のものであった。チャールズ一世は即位時恩赦以外の国王自身による一般的恩赦は 1630年の皇太子生誕祭の恩赦だけであった。一般的恩赦のこの少なさエドワード二世以来のものであった。⁽¹²⁾ 前期スチュアート朝議会がテューダ朝議会と比べて議会的恩赦の数が少なかったことに加えて、テューダ朝議会の恩赦承認手続きが「儀礼的」なものに過ぎなかったのに対して前期スチュアート朝の議会手続きはより実質的なものであった。⁽¹³⁾ 前期スチュアート朝議会は、恩赦の内容についての交渉を再三求めた。これはそれまでの議会にはなかった。1621年の 1624年の議会は、恩赦の公的提示前にその内容について閲覧を求めた最初の議会であった。1628年と 1629年の議会は、議会が好ましくないと見なす恩赦を承認するぐらいなら恩赦なしで休会にすることをいとわないという強い姿勢を見せた最初の議会であった。

前期スチュアート朝では、議会的恩赦の位置づけや内容についての議論が前期スチュアート朝を特徴づけるより広範な論争すなわち財政・宗教・国王大権に関する論争と混淆することになった。1614年と 1626年と 1629年の議会では、恩赦問題が国王への供与問題（対スペイン戦・対スコットランド戦費）の取引材料にされ、1621年と 1628年の議会では国王大権についての議論（付加関税論議・「権利の請願」論議）の歩み寄りの交渉材料になり、1626年と 1628年及び 1641年の議会では国王の顧問官擁護（バッキンガム公・ストラッドフォード公）を認める交渉材料となった。もちろん一つの問題が恩赦発行を抑止したのではなく複数の問題が混淆して議会における恩赦の実現を制約した。結果として内乱がはじまった 1643年までに、最後の「慈悲の恩赦」が発行されてから 13年が経過しており、最後の議会的恩赦から約 20年が経過していた。内乱勃発までに至る危機的な時代に恩赦の発行が激減したことは間違いない。恩赦問題についての論議が一路内乱に向かう利害集団間の対立抗争の結果であるとするを修正主義史家は批判する。ヘラップは、この議論の成否の判定のためには議会的恩赦が同時代人にいかなる受け取られ方をしてきたかを理解しなければならないとする。⁽¹⁴⁾

三． 恩赦と議会法

テューダ朝下で議会的恩赦が数的に増大したのは、単純に議会の開会頻度が増えたことを反映したものであるが、それは政府の財政需要の増大をも反映したものであるという見解を生んだ。初期近代の国家は経常費・軍事費とも資金需要が増大したにもかかわらず歳入は減少していた。このギャップを埋めるために議定税たる補助税への依存を深めていった。このため国王政府は議会の財政協力を得るために恩赦を増発した。レーンベルグ (Lehmberg) は、早くも1530年代に議会の財政協力が議会的恩赦の根拠とされたとし、エルトン (Elton) は、供与が承認されたとき必ず恩赦が議会を通過したと述べ、ディーン (Dean) は、エリザベス一世後期の議会では供与と恩赦は一体的に扱われ、1580年代までに恩赦は供与の対価 (quid pro quo) と見なされたと述べている。⁽¹⁵⁾

ヘラップは、こうした補助税と恩赦が有機体的な一体性をもつ取引関係にあったとする見解に疑問を呈する。理由は補助税が査定や徴収などの税務の煩雑さから税率が漸減しており、恩赦の取引材料としての価値を減価させていたというものである。補助税収入が議会的恩赦発行に釣り合うものではなかったというものである。また議会的恩赦それ自体が国王収入を減ずる効果を持っていた。経済的違法行為を免罪することで課金収入が失われた。恩赦が発行されればされるほど国王収入は減少したと考えられる。ヒース (Robert Heath) は、1621年提案の恩赦が実行されると補助税三分の減収になるであろうと述べ、現実には補助税三分が承認されたあと、ジェームズ一世の収益実額がいかほどのものになるか判明するまで恩赦は出さないとやった。議会的恩赦の前文には、議会の財政支援に対する国王の謝意が示されるとともに恩赦による国王収入の減少についても記されていた。事実としても議会的恩赦が国王に収入の増大よりも減少をもたらすものであったことは一般に認められていた。⁽¹⁶⁾

枢密顧問官らは、恩赦が議会の財政貢献を相殺しそれ以上の減収効果がある点を憂えて、恩赦が財政的収益を上げるものにするには、「無料の議会的恩赦」を「対価をとる恩赦」に差し替えなければならないと考えた。17世紀初頭、有料恩赦の企画がいくつか提示された。そのうち代表的なものが尚古学者にして議員のウィリアム・ヘイクウェル (William Hakewell) が1615年に提案したものである。⁽¹⁷⁾ この提案は、大権のみによる一般的恩赦を一件につき5ポンドで販売するもので、総額40万ポンドの収益が上がるを見越していた。ヘイクウェルのこの見通しを楽観的に過ぎると批判したのも10万ポンド以上の収益はあると見ていた。国王が「慈悲の恩赦」よりも議会的恩赦を好んでいたとしても、後者が減価しつつある補助税が承認される呼び水になるということが主要な要因であったとは考えにくい。財政的価値ならヘイクウェルが提案した「慈悲の恩赦」の販売案の方が有効であるはずである。

議会的恩赦が補助税を引き出すことになったとしても同税は漸減傾向にあり、総じてその財政的価値は国王にとってさほど魅力的なものではなかった。議会的恩赦の恩恵を受けたのはむしろ臣民の方であった。中世の各議会の立法数は押しなべて10程度であったが、テューダ朝の

各議会はその二倍の法律を制定している。制定された法律は、重罪に関するものもあったが、より日常的な社会的経済的な紛争・違反にかかわるものが多く、それは身体刑よりも財政上の違反行為にかかわるものであった。テューダ朝の議会は多くの刑罰法 (penal statutes) を立法化しそれらは「刑罰法の名によってワナをかけるような法」と揶揄されるものであった。⁽¹⁸⁾ ジェームズ一世が即位したときに、100を超える刑罰法が執行されており、それに違反するとされたものは下層のものというより中層・上層のものであった。違反者は確信犯もいたかもしれないが多くはかかる法の存在すら承知していず違反すればワナに嵌められたと感じたのである。ジェームズ一世とチャールズ一世はテューダ朝に制定された立法に新たなものを付け加えることはなかったが、既存の法の執行には力を注ぎ、旧来的諸賦課の徴取も執行した。議会的恩赦はコモン・ロー違反の重罪を免責するというよりも議会在制定した刑罰法に対する違反行為を免罪するもので罰金・過料等の経済的負担を軽減するものであった。

議会的恩赦は、反乱・窃盗・殺人・放火などを免罪する恩赦とは異なるものであった。1610年の庶民院では、議会的恩赦は「犯罪者だけでなく補助税を支払うような正直な人々が報われるものである」という発言もなされていた。ヘイクウェルの恩赦販売案でも「正直な人々」を販売対象としていたことがそのメリットとされた。それは、「善良な人々 (the better sort)」、「旧来的諸賦課を課せられている」人々、「下級役人の誅求を受けている」人々に「少なからず安逸と安寧を与える」ものであるとされた。⁽¹⁹⁾ 庶民院の議員がとりわけ熱心に求めたものは、議会的恩赦が財産にかかわる種々の過料を免除することであった。国王の免許なしの土地譲渡や後見権 (発生) の隠蔽や旧来的諸賦課 (の未納) や (王領地の) 棄損などである。前期スチュアート朝庶民院の大半の議員が、議会的恩赦の適用除外の対象として名指しで上げたのが、ステイブン・プロクターとジャイルズ・モンペッソンであった。かれらは国王代理人として財産にかかわる種々の過料の強引な徴収と中抜きをして財を成したものであった。⁽²⁰⁾ 1621年の議会で議会的恩赦がまとまらなかったのは旧来的諸賦課の免除をどれくらいにするかについて暗礁に乗り上げたからであり、1628年・29年の議会では少なからぬ収入をもたらしていた過料や封建的債務の免除に国王が難色を示したことが議会的恩赦の発行を拒んだ。1624年議会在ジェームズ一世が同種の諸債務を免除する恩赦をかつてない規模で認めたときは、議員らは一齐に「国王万歳 *Vive le Roy*」と叫んだ。⁽²¹⁾ これらの事実は、議会的恩赦が中・上の社会層が負担する財産にかかわる諸賦課の免除を意図していたことをよく窺わせる。

刑罰法の増大と旧来的諸賦課の継続的な徴収が、議会的恩赦を促した重要な要素であったことは明らかである。恩赦法が成立したにしろ不成立に終わったにしろいずれの場合もその前文に見られるのは、法が多ければそれだけ違反行為も多いという指摘である。1550年以降の法律の前文は、国王に負うべき諸賦課を再説し、民衆の負担感は理解しうることであり、全国的な法律は民衆の日常生活の秩序と安定を保証するものになっていない、と述べていた。刑罰法は、「手に負えない子供に規律を繰り返し教え込む絶望的な二親を想起させる」と受け取られた。⁽²²⁾

たとえばヘンリ時代の法の前文には、国王が公正 (justice) の重要性を感じたとしても法を犯したものを救うことできないことが記されていた。エリザベス期のものには、「多種の刑罰と没収の脅威」について触れており、ジェームズ期のものは、かかる法律が多くの民衆にもたらす「あまたの不都合」を指摘していた。⁽²³⁾ あまたの刑罰法に悩まされる民衆の難儀が認識されれば、やはり君主に対処が求められることになる。君主はもとより慈悲深いゆえ、民衆の「弱い心」による法違反から利益を得るのではなく民衆を教導する方法に向かうべきである。かくして「全能の神に促されて」国王は議会的恩赦を施すことになった。議会的恩赦発行は、その見返りに補助税を求めたやもしれないが、その主因は多くの刑罰法による中上層の負担軽減にあったと思われる。

四．議会的恩赦の適用範囲と限界

議会と行政とは、議会的恩赦の適用範囲と限界について共通の理解をすることから始めた。議会的恩赦の適用範囲と限界は国王自身の「慈悲の恩赦」に比べてはるかに分かりやすいものであった。この点が議会的恩赦の持つ利点であった。国王自身の「慈悲の恩赦」の範囲と限界すなわち「国王の利害」がどこまで及ぶかの判断は難しいものであった。「国王の利害」と「社会の利害」の境界線は明確でも不変のものでもなかったからである。裁判官はこの境界線をケースバイケースで判断するしかなかった。議会的恩赦はテューダ朝の議会が量産しスチュアート朝の議会がその執行を強化した刑罰法に対する違反行為に対するもので、違反行為はその数が増え続け、また略式告訴人（密告者）や徴税請負人など公務を私益のために行う者への行政の依存度が増大したことも同法の違反行為を増やすことになった。ただ刑罰法の違反に対する恩赦の適用範囲と限界は、刑罰法自体がそれを明記しており国王の「慈悲の恩赦」よりはるかに明解であった。刑罰法違反に対する恩赦の確実な方法は、国王と議会の間でその適用範囲と限界について共通理解が得られる議会的恩赦の場合に可能であった。

議会で恩赦を決めることは一般社会からも望まれることであった。ジョン・マロリー（ノース・ヨークシャー選出議員）は大蔵卿ソールズベリ伯に次のように進言している。「議会の中の国王」から寛大な恩赦が出されることは、「大いなる喜びとなり、我々の仕事もめどがつき、我々は気の毒な隣人から歓迎されるであろう。」トーマス・ウェントワースも同様の意見を次のように述べている。できうる限り速やかに議員が地元で「寛大で素晴らしい恩赦」をもたらすことができれば臣民は一層協力的になろう。一般の人々が議会に期待していることは、「寛大な恩赦と有益な法そして苦情と抑圧からの救済と除去である。」⁽²⁴⁾

恩赦を議会法で行う意見が議会に支配的であり一般社会もそれを期待していた。そのため1615年に提案されたヘイクウェルの「慈悲の恩赦」（一般的恩赦）販売案には否定的な意見が出された。国王顧問官からも次のような消極論が出された。「議会の中の国王」ではなく国王自身

から出される恩赦が議会を迂回するものである点が懸念された。「それは議会を埒外に置くものである。なんとなれば、かつて補助税の代わりに徳金が試みられたようにいまや議会的恩赦に代わって『勅許の恩赦 charter pardon』なされようとしている。」⁽²⁵⁾ヘイクウエルの企画の支持者の側では、それが議会の権限を篡奪するばかりか金目当てのものであるという批判に対処しなければならなかった。近々に予定されていた国王のスコットランド巡幸で国王が不在となっても臣民に不都合をもたらさないことを国王は望んでおり、その意思の証として恩赦を与えるのであって議会否定や金目当てでないと言いつくろいをした。⁽²⁶⁾

恩赦がいかなる効用があるかということも重要であるがそれがどのような性格のものであるかということも重要であった。恩赦の性格規定のために、国王・枢密院も庶民院議員もこぞって歴史に立ち返ってそれを手引きにした。ヘイクウエルの企画は、イギリスでは少なくとも「ノルマン・コンクエスト」以来先例を持っていない点からしても危険な試みである。「それが初めてのものであることが懸念される。現今のような混乱した時代には新奇なものは非の打ち所がないものであることが必要である。」このような批判的な意見を述べる顧問官に対してヘイクウエル提案を擁護する顧問官もいた。「1616年にジェームズ一世治政15年を祝ったときの恩赦（「慈悲の恩赦」）は、エドワード三世の祝祭恩赦が前例として用いられたから、歴史的先例は存在する。」と提案は歴史的に新奇なものではないと弁護した。また近年の恩赦が極めて限定的であったことを考慮すると広範囲をカバーするヘイクウエル提案の恩赦の新奇性は大目に見られるべきだとする者もいた。しかし、恩赦販売案は悪い歴史以外の歴史を持っておらず、「カトリック教会の免罪符（indulgences）の好ましくない事例」を想起させる、という批判は少なくなかった。当時著名な手紙作家ジョン・チェンバレンは提案者に「教皇ヘイクウエル」というあだ名をつけた。⁽²⁷⁾

ヘイクウエル提案の恩赦販売案は、それが議会を迂回する点と財政的収益を意図した点に批判や懸念が出された。一方、議会的恩赦は過去において恩恵の大きなものであり、事実、エドワード三世治世50年、エリザベス治世5年及び13年などの恩赦は寛大なものであり、それらが順守すべき「旧来の基準」にされていた。しかしスチュアート朝になって、テューダ朝のものに比べて恩赦が小規模で切り詰められたものになった。1621年にヘイクウエルは「近年の恩赦が切り詰められている」原因の調査を求め、ウェントワースも「エリザベス治政5年及び13年の恩赦以来恩赦の慈悲が衰微している」ことを国王が承知しているか確かめたいと述べた。エドワード・クックは「議会的恩赦において適用除外の数があまりにも増大して事実上有難さのないものになっている」と論じた。⁽²⁸⁾こうした見解がいかに正しいものであっても、前期スチュアート朝の国王は、テューダ朝の寛大な前例ではなく直近の切り詰めた事例を政策基準とした。

望ましい恩赦として支配階級の間で一般に合意されていたことは、その内容が伝統を踏まえていることと、地方に安寧をもたらすものであることの二点であった。議会的恩赦はその要件を満たすことは可能であったが、ただそれは国王と両院の合意が得られることを要件としてい

た。特定の有罪者に対する議会的特赦については種々の反対論が出た。恩赦の内容についての合意が取り付けられたとしても、議会的恩赦の性格そのものの本質論で議論が紛糾した。議会的恩赦とはなにか、それは国王によるのか議会によるのか、施し (gift) であるのか取引 (exchange) であるのか。これらの根本問題は決着済みのものではなかった。より現実的な問題としては結局のところ、議会的恩赦はカネと権限にかかわるもので、必ずしも補助税とのかかわりだけでなく、恩赦が免除したカネという経費と恩赦販売 (・手数料) による収益が問題であった。ここに加え恩赦に関する最終的決定権は誰にあるのかも全く未決であった。しかも1620年代にジェイムズ一世とチャールズ一世との間で恩赦の歴史と性格についての見解が相違したことで混乱は一層大きなものになった。

五．国王大権と議会的恩赦

国王布告による「慈悲の恩赦」にしろ議会法による議会的恩赦にしろすべての恩赦は国王の配慮によるものであることは一般に認識されていた。そうであればこそ議会的恩赦には憲法的に複雑な問題が本来的にはらまれていた。「慈悲の恩赦」は国王が単独で発するものであり、議会的恩赦は「議会の中の国王」が発するものであった。そもそも理論的に国王は議会の一部をなしており「議会の中の国王」というのは同義反復を含む冗長な言葉であった。ヘラップは、「議会の中の国王」は国王と議会を一体視するとともに、言わずもがなの「議会の中の」という文言を付すことによって両者が切れた関係にあることも含意していた、と指摘する。⁽²⁹⁾ そのため議会的恩赦もまた同時代人にとってその位置づけはあいまいで一義性に欠けたものであった。一般的恩赦に議会の合意という裏付けがつくことは恩赦にかかわるものすべてから歓迎されはした。議会にとってそれは議会の存在の重みを示し自らが国王の恩恵発出の後押をしていることを示すものであった。国王にとってもそれは議会の閉会を統合と寛大と感謝を公に表わすチャンスとすることができた。

本来国王一人に発出権限がある恩赦の実現に議会が関与することは、恩赦がより確かで公的な裏付けのあるものとなることで一般に歓迎され、国王と議会の互惠性と統合性を表すものと考えられた。しかし最終権限はいずれにあるのか、恩赦発行の形式は布告なのか法律なのか、国王財政への負担と貢献の収支バランスはどうなるのか、これらの諸点があいまいで、このあいまい性を払拭して一義的に明らかにすることは、国王と議会の二元性を根幹とする混合王政の均衡を損なう恐れがあった。⁽³⁰⁾ 恩赦と補助税が一对のものにされた場合は、国王・議会関係は良好な共同性 (統合性) を維持することができた。いわゆる「苦情の救済」と「供与の承認」の交換による互惠性の実現である。恩赦の本質論を不問に付したまま、恩赦と補助税の交換が実現すれば議会的恩赦は問題なく穏便に実現することになる。逆に本質論が浮上すれば議会的恩赦は停頓することになる。国王と議会のいずれに最終的権限があるかという本質論が俎上にのり、

また議会の（国王への）助言機能の解釈上のあいまいさも浮き彫りになることになる。議員は国王に助言するために召集されているのに恩赦については助言を制止されるのか。「慈悲の恩赦」を発する権限を本来的に具有する国王は「議会の中の国王」としてはその権限の行使に議会から容喙されることになるのか。議会は提案された法案 (bills) を議論する明白な権限を有するが、はたして議会的恩赦は通常の法案なのか否か。これらの疑問が浮上すれば議会的恩赦は憲法的あいまいさを露呈し、たちどころに議論は停頓することになる。

議論が議会寄りの見解と国王寄りの見解が混淆するのは必然であった。中世後期の国王は、庶民院の請願と嘆願に応ずる形で議会的恩赦を与えたとされていた。議員クックは、庶民院は恩赦について「締めるところと緩めるところ最もよく心得ている」と言って議会在恩赦について関与する余地があるとした。議会的恩赦についてその是非を公然と議論することは基本的にあり得ないとされていたが、当該恩赦が以前のものに比べ好ましくないものについては読会で異議申し立てがなされることはあった。⁽³¹⁾ 確かに手続きとしては恩赦案は議員に法案 (bills) として読み上げられ、両院で合意を求められた。他の法案と同様、恩赦には前文が付されその内容は詳細で派生する法的権限にも明確な限定が付けられた。かくして恩赦は議会閉会の儀式において法 (acts) となった。議会的恩赦は国王の署名 (sign manual) を付して議会に提出されたが、議会の合意を受けた後、二度目の国王の承認を受けた。恩赦は他の法と同様に、「本議会の権威において立法化された」との文言を付して、印刷に付された。

恩赦は議会に法案として提出され、不十分とは言え異議申し立ての機会もなくはなかったが本格的議論はなされず議会閉会時に議会法として成立した。恩赦発行の権利は国王にのみ属しており、議会での法手続きは表面的に過ぎないことは否定できなかった。議会的恩赦の扱いはその始動から終結まで国王の専決性を棄損はしなかった。議会法となって付された前文には議会の意向も盛られたが国王の意思も必ず記されていた。すでに国王の署名のある恩赦を議会に形の上で提出したことは、国王政府が議会の助言を求めたのではなく単にその賛意を確認するだけであり、議会もそれに応じただけのことであった。恩赦は通常の法案が討論に付される段階を迂回していたのである。恩赦は討論と承認を受けた事案一覧の最後に記されていた。これは恩赦が議会の他の法律と同類であるとともに別個のものでもあるという両面性を表していた。エルトンはこのように言っている。議会的恩赦に国王 (女王) の同意 (*le veult*, 女王それを欲す) を付与することは無意味である。国王はすでに王固有の恩恵を下賜する意思を示していたからである。⁽³²⁾

恩赦が議会日程の開始時ではなく最後に位置したのは、当該恩赦についての議会の論議を制止するためであったと考えられるかもしれないが、むしろそのことで議会の財政貢献のための取引材料としての意味が重くなると考えられたのであろう。恩赦を容易に認めてしまえば財政貢献についての議論が滞ると考えられたのではないか。恩赦は議会の財政的「貢献」 (contribution) への「返報」 (retribution) であった。「返報」が「貢献」より先行することはない。

恩赦という「苦情の救済」は「供与の承認」の後に来る。「苦情の救済」が先に議論されれば「供与の承認」を議会から引き出すことが困難になると考えられたのではないか。議会閉会時に恩赦を決めることで、恩赦の実施は補助税の承認の返礼であり両者は一体的なものであることの再確認もなされることになる。恩赦法に対する議会論議の事実上の回避と前後二回の国王の同意表示は、恩赦法が議会の法であるとともに「議会の中の国王」から議会への下賜であるという特異性が両者に共有されていたことを示している。

議会的恩赦法の前文は、議事の順序が恩赦提示よりも財政協力が先行し、恩赦が財政協力に対する返礼の表明であったことを示していた。恩赦法の前文はその大半が、「感謝のやり取り」あるいは直近の「臣民の愛の明白な表明」(＝財政援助)に言及していた。議会的恩赦は、「この国の王が臣民に対して彼らの補助税への感謝として与えた慈悲である」とフランシス・ネザーソール(ドーセット選出議員)は述べている。⁽³³⁾ 1621年の議会で、ナサニエル・リッチは、過去の君主が提案する恩赦の草案を議会に事前に開示することを拒否した場合、議会は供与(財政的協力)を拒んだと述べており、これは恩赦と補助税の互惠の一体性のありようをよく示している。ジェームズ一世も、補助税承認が先行されればその返報としての慈悲(恩赦)が行われると言っており、ジョン・ラッシュワースも1621年の議会在恩赦なしで閉会したから、次の議会で「苦情」リストの上位にあげられるべきと言っている。コヴェントリは大法官として1628年の開会に際して「議会が承認する援助金(aids)は有益な法や慈悲深い恩赦などと連結するのが一般である。」と述べている。⁽³⁴⁾ 補助税が先行しその返礼として恩赦が議会の最終末に提示される。これは「供与の承認」が「苦情の救済」に先行すべきという国王側の従来からの主張である。議会の「貢献」が先行し国王の「返報」が後続するという順序論は置くとしても、上記の議論は両者が連結し交換関係にあることをはっきりと述べている。この連結あるいは交換は、いわゆる商人的な取引なのか非商人的なやり取りか。貢献と返報、義務と恩恵の交換は商人的等価交換となじむのか。この問題が議会的恩赦にまわりついていた。⁽³⁵⁾

国王政府は、恩赦と補助税の関係は姉妹の関係であると考えられてもそれは決して有機体的(organic)なものではないと考えていた。⁽³⁶⁾ ジェームズ一世は1610年に、恩赦(grace)は議会の財政協力で左右されるものではないと恩赦の独立性を意味する発言もしていた。国王顧問官の中にも、議会において恩赦は補助税に先行するもので、そうすることで一と他が緊密なものとする意見を牽制する者もいた。二者の関係が有機体的なものではないことを示すために恩赦を補助税に先行させる妥協をしてもいいと考えたのである。恩赦は補助税と結び付けられてその返礼として提示されるものと受け止められているが、補助税と恩赦は「両者が自由で相互的契約抜き(の関係にある時が)最も美しい」という国王の助言者もおり、恩赦と財政貢献がいわゆる「商人的取引」の関係にあるのではないことが強調されている。両者は姉妹関係にあって有機体的なものではないということであろう。恩赦と補助税が「商人的」に取引されるものでなく「厚情の交換」であるという理想論は根強いものであったのである。国王側のこの理想

論に、さきに述べた補助税収益が漸減傾向にあるという現実認識が追い風となったのかもしれない。議会側でも、たとえばウェントワースは、補助税があたかも「商品」のような扱いがなされることを憂慮する発言をし、またクックのように、議会の権利主張の最有力者で個々の恩赦(特赦)について異議申し立てをした議員ですら、両院が補助税の承認は恩赦の提示次第であるという主張をするなら、国王も恩赦の提示は補助税の承認次第であるということになり、結果は「(補助税が)我々からの自由な贈り物であるという点が貶められる」ことになると言い、両者の「商人的取引」に批判的な発言をしていた。⁽³⁷⁾

恩赦は、本来国王大権によって発出されるもので議会を超えたものであった。ただテューダ朝以来、国王が発意したものに議会が同意しその後再度国王が承認するという議会的恩赦が出された。それは国王の布告として発せられるのか、議会の法として制定されるものなのか。前者であるならなぜ議会がそれに同意を示さなければならないのか。もし後者であるなら議会がそれについて議論することを阻止することができるのか。恩赦と補助税との相互関係は旧来から事実として認められるものではあっても、恒常的な贈り物の同時交換であったり、完全な相互性(integral reciprocity)をなすものではないのではないのか。恩赦と補助税の承認が相互的になされたとしてもいずれが先行すべきかという問題はどうか。⁽³⁸⁾ 国王の恩赦と議会の補助税の関係という問題は、議会的恩赦の本来的にあいまいな性格を不可避免的に顕在化させた。ただジェームズ一世は、議会的恩赦について議会から出される不満や疑義に謙虚に耳を傾けた。1610年の恩赦について特定人物を除外するようにとの庶民院の要請に応え、その通り修正を行った。その姿勢が議会的恩赦のあいまい性から生ずる紛糾を未然に防いだ。1621年議会では補助税の承認がないにもかかわらず恩赦を認めている。1624年の議会では21年議会の失敗(=補助税承認なし)を反省して、議会に対して「(国王が)気前の良い議会」となることを確約して補助税の確保を図った。⁽³⁹⁾ 一方で、議会側の恩赦への期待に応える意思を表明しさらに恩赦の詳細な内容を議会の合意前に議会に開示することも認めた。ジェームズ一世は、議会の不満や期待に敏感に対応し議会的恩赦のあいまい性の露見を防止したのである。

チャールズ一世は、父王とは対照的に恩恵の条件・内容・交渉過程などについて議会に妥協することがなかった。チャールズ一世は「臣民の国王への忠良な畏敬」の当然の表現として財政協力を求めた。「返報」より「貢献」を重視したのである。ジェームズ一世の「気前の良さ」を先例として認めようとはしなかった。しかし議会側は1624年議会で示されたジェームズ一世の「柔軟さ」を忘れることはなかった。議員にとって1624年の議会は「歴史」として立ち返るべきものであった。1628年の議会では、提案される恩赦案に合意する前に閲覧することを求めた。ウォルター・アール(Walter Earl)は、提案される恩赦の内容を事前に議会に開示することは「古来の慣習」であると主張した。クックは、自身が法務長官であったとき(1594～1606年)も後任に引き継がれたときも恩赦の事前開示は行われていたと発言した。このように1624年議会の恩赦の事前開示は1628年議会で繰り返し引き合いに出された。⁽⁴⁰⁾

しかしチャールズ一世は1624年議会のやり方を踏襲することを頑なに拒んだ。1628年議会の求めで法務長官が1624年議会の恩赦法(21 James I c.35)の注釈版を提出した後もチャールズ一世は動じなかった。議会はこれに対抗し、恩赦提案時にその内容を検討する委員会を設置する異例の措置をとった。28年恩赦が出されたとき、委員会の委員長を務めたジョン・セルデン(John Selden)は1624年の恩赦法と1628年の恩赦案とを比較検討し後者の不備を指摘した。一般には28年の恩赦はこの半世紀のなかで最も粗略なもので、重罪者に寛大に過ぎ、軽罪の者にきびしいものであると受け止められた。議員の批判に対してチャールズは恩赦案への議会合意を取り付けることなく28年議会第一会期を閉会した。翌29年一月に再開された議会(第二会期)で、チャールズ一世は、遅ればせながら寛大な恩赦を約束することで「(議員を)愛と慈悲の輪に包み込もう」とはかったが、貴族院は応諾したものの関税問題で態度を硬化していた庶民院は検討することもなく拒否した。⁽⁴¹⁾

六．小括

議会的恩赦は本来的に論争の対象にはならぬものであった。論争の余地がない簡明で一義的なものであったからではなく、逆に、本質的に整序不能な法律問題を抱えておりそれをあいまいなままにするという「手品師の芸当」で扱われるものであった。⁽⁴²⁾ 恩赦は国王自身の叡慮によって発せられるものであり、いかなる個人も機関も容喙できない国王の専決事項であった。テューダ朝ではこの議会的恩赦が数多く発せられた。それは国王(女王)の慈悲として歓迎され議会も欣然と合意した。前期スチュアート朝になってその数が激減した。国王の恩赦と議会の財政貢献とが、「苦情の救済」と「供与の承認」の「取引」という性格を帯びてきたからである。混合王政は二つの独立主体の緩やかな結合体であったから、そこに統合性を持たせるためには相互が両者の権利と義務について誠意(Treue)と互惠(reciprocity)の姿勢を持たなければならなかった。これはホップスなどの近代主権論(sov­er­eignty)からは信じられないものであった。主権的統合とは異質な互惠的統合は国王大権と議会特権のはざまで法的にあいまいなものが本来的に残りこれを棚上げにする「手品師の芸当」によって維持されるものであった。ただ中世から近世初期(テューダ朝から前期スチュアート朝)にかけて、国王と議会の関係がより「商人的」になった。1610年ソールズベリ伯提案の「大契約」で示された「苦情の救済」と「供与の承認」の「取引」が、「厚情の交換」から「商人的取引」への性格変化をよく示している。「大契約」における後見権・徴発権の廃止は国王側にとって大なる妥協であった。それにもかかわらず代替収入に恒久的補助税を求めたことが混合王政の基本を棄損するという懸念が同提案を不成立に終わらせた。議会的恩赦問題でジェイムズ一世は、恩赦をめぐる議会側の疑問や要請(とりわけ議会合意前の恩赦開示)に柔軟に対応した。この妥協は、恩赦は国王の叡慮のみによって発せられ外的容喙を許さない大権中の大権たることを棄損するとも言えるものであ

た。しかしこの妥協によって1624年の恩赦法は成立した。この恩赦法は、議会の25万ポンドに上る三つの「補助税と十五分の一税」の承認に対する「返報」の一つであったと思われる。⁽⁴³⁾ ジェイムズ一世のこの妥協的な姿勢をチャールズ一世は取らなかった。恩赦は国王大権中の大権でありその配慮だけによって発せられるという本来の性格にこだわった。しかし議会的恩赦という「両院にその合意を求める国王大権」というあいまい性をもつものに大権法源論の原則を対峙させることは、棚上げにして触れないことが政治的英知であった憲法問題を顕在化させることになる。ジェイムズ一世はなお固有の憲法問題の顕在化を抑止する姿勢を示したが、チャールズ一世は恩赦の大権性を強く出し憲法問題の顕在化にためらうことがなかった。形式的であるとはいえ議会の合意を求めれば議会の財政貢献や議会の助言機能という問題が誘発される。議会的恩赦は、王的でありかつ(議会)法的であった。恩赦と補助税が事実上関係づけられるのは避けがたかった。それでもそれが商人的取引なのか厚情の交換なのかの問題を未決のままを引きずりながらであった。

1620年代のイギリスの上層階級(補助税納税者層)は、刑罰法や封建的貢租残滓や無許可の不動産取引にまつわる国王の誅求に批判的であった。議会的恩赦に対して臣民は国王と議会の双方に敬意と感謝をし、逆に恩赦を成立させない議会には失望感を持った。議会的恩赦について国王と議会が憲法問題を棚に上げて互恵的にふるまうという「王国の習慣の名誉」について疑義を挟む者はいなかった。しかし習慣を実行に移す段階で習慣がはらんでいた憲法的あいまいさが表面化した。ジェイムズ一世はこの互恵的習慣に配慮したがチャールズ一世はそれをしなかった。国王と議会が異なった価値観を持っていたのではなかった。国王と議会というそれぞれ独立した主体の「緩やかな結合体」としての混合王政にとって「互恵性」が鍵であるという価値観を共有していた。その価値観は議会的恩赦が本来有しているあいまいさを不問に付すという政治的知恵を条件としていた。しかしことのほか憲法的あいまいさを持つ議会的恩赦を執行する段階になって両者の了解事項が破綻を見せるのである。混合王政の互恵と均衡は中世的混合王政(*dominium regare et politicum*)の「統合性」を支える緊要な契機であったが、近代主権国家(*dominium regare* または *dominium politicum*)から見てその「統合」は壊れやすいものであった。

注

- (1) 議会の統合的機能について。C.Russell, 'The nature of a parliament in early Stuart England', in Russell, *Unrevolutionary England 1603-1642* (1990), p.11.
- (2) 1625年以降課税承認は毎年行われ議会の関税承認権は強化された。関税に付加関税(imposition)が追加されることがあり17世紀議会で論争の的となった。付加関税は国王の一存で賦課され緊急事態に対処するものであり、一回的な賦課が前提であった。しかしそれが繰り返し賦課され一般財源化することとなり、議会の反発を受け関税は「統合」の象徴としての性格に揺らぎが生じた。ペイト事件については注(30)を見よ。1629年議会での論争について次を参照。酒井重喜『十七世紀イギリス財政史論』105-15頁。
- (3) Cynthia Herrup, 'Negotiating grace', T.Cogswell, R.Cust & P.Lake, *Politics, Religion and Popularity in Early Stuart Britain*, (2002), pp.124-140. 前期スチュアート朝の恩赦法について次の研究がある。M.A.R.Graves and C.R.Kyle, '“The Kinges most excellent majestie oute of his gracious disposition” : the evolution of grace bills in English parliaments 1547-1642', *Parliaments, Estates and Representation*, 18 (1998) .
- (4) *A new law-dictionary : contatining, the interpretation and definition of words and terms used in the law, and also the whole law and the practice thereof, under all the heads and titles of the same* (pardon の項目) .
- (5) Herrup, op.cit., p.125.
- (6) H.Maxwell-Lyte, *Notes on the Historical Uses of the Great Seal* (1926), p.215.
- (7) P.Hughes & J.F.Larkin (eds), *Tudor Royal Proclamations* (1959) .vol.II, no.394. Announcing Coronation Pardon of Mary I, pp.12-17 ; no.452. Announcing Coronation Pardon of Elizabeth I, pp.104-108.
- (8) 50 Edward III c.3, T.E.Tout, *Chapters in the Administrative History of the Middle Ages* (1928), III, p.318. 国王大権の専決事項に議会が侵食した点で、議会的恩赦と共通しているものに「1624年独占大条例」がある。独占権授与は恩赦と同様に国王大権の専決事項であった。弊害のある独占に対する批判をうけて議会が(ざる法とは言え)独占廃止の法律を作ったことの意味は大きい。酒井重喜「前期スチュアート朝『親政』期の独占」『海外事情研究(熊本学園大学)』第50巻(第94号)。
- (9) Herrup, op. cit., p.127.king alone と king in parliament については次を見よ。酒井重喜『混合王政と租税国家』第4章、290～345頁。また「法の上の国王」と「法の下国王」という「両生動物」的性格については次を見よ。ウルマン(鈴木利章訳)『中世における個人と社会』118頁。『国立国会図書館 調査と情報 恩赦制度の概要』<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo> の説明を引いておく。「恩赦は、明治期に入り、詔勅によって罪又は刑の種類を定めて行われるようになった。その後、大日本帝国憲法第16条に規定され、その決定は天皇の大権事項であることが示された。今日では、日本国憲法の下で、恩赦は内

閣が決定し天皇がこれを認証するものと定められている（憲法第7条第6号、第73条第7号）。恩赦の内容、手続等は、恩赦法（昭和22年法律第20号）及び恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号）に定められている。」この説明によると、明治憲法制定によって恩赦が国王自身の意思によるものから憲法において国王の大権事項として立法化された。17世紀イギリスにおいては、恩赦は依然として「国王自身の意思」によるものであり、それ自体が憲法的規定を受けることはなかった。テューダ朝以降国王が提起し議会在合意する議会的恩赦が行われるようになってもこの点に変わりはなかった。日本国憲法では恩赦の決定は内閣が行い恩赦の認証を天皇の国事行為として行われるようになり、恩赦決定権が天皇から内閣（行政府）に移転し天皇はそれを「認証」するだけとなった。イギリスの議会的恩赦は、恩赦決定権を国王が維持したまま議会（立法府）の部分的関与と付加的合意がなされたのとは趣が異なる。恩赦の発議を国王が保持するという「保守的」側面と議会が補足的とはいえ恩赦施行に関与するという「進歩的」側面の両面で日本国憲法下の恩赦の在り方と相違していよう。現在日本では恩赦において天皇は「認証」をするだけ形式的な関与に過ぎないのに対して、内閣が実質的な決定権を持ち議会は決定権を持たずただ内容・手続きに関する恩赦法において関与するにとどまっている。

- (10) Herrup, *op.cit.*, p.127 ; *Acts of the Privy Council, 1621-23*, pp.98, 101-2 (1621) ; *APC*, 1623-25, 205-6 (1624)
- (11) E.R.Foster, *The House of Lords* (1986), pp.52, 83, 198-9. テューダ朝の事例は次を参照。S.Lehmberg, *The Later Parliaments of Henry VIII 1536-1647* (1977), pp.118-9 ; E.R.Elton, *The Parliament of England 1558-1581* (1986), pp.45-6.
- (12) Herrup, *op.cit.*, p.128.
- (13) *ibid.*, p.129.
- (14) M.A.R.Graves, *The Tudor Parliaments : Crown, Lords and Commons 1485-1603* (1985), p.86.
- (15) Lehmberg, *op.cit.*, pp.118-9 ; Elton, *op.cit.*, p.5 ; D.Dean, *Law-making and Society in Elizabethan England : the Parliament of England 1584-1601* (1996), p.34.
- (16) E.R.Foster, 'Staging a parliament', in P.Clark, A.G.R.Smith and N.Tyacke (eds.), *The English Commonwealth 1547-1640* (1979), p.143 ; J.Sommerville (ed.) *James VI/I political writings* (1994), p.251.
- (17) ヘイクウェル提案について次を参照。酒井重喜『十七世紀イギリス財政史論』82, 83, 92, 93頁 ; N.E.McClure (ed.), *The letters of John Chamberlain*, (1939), I, pp.567-8, 581. その他の企画について次を参照。F.Dietz, *English Public Finance 1558-1641* (1932), pp.145, 234. 1606年のドーセット伯提案の財政改善策の一つに「一般的恩赦」があり、5000ポンドの収益を見込んでいた。以下のものが同時に提示された。()内は収益見込み額。造幣局の貸貸 (£2000)、贍本保有の自由保有化 (£40,000)、王有林の請負料 (£10,000)、(無断)開墾地 (assart lands) への過料 (£10,000)、限嗣相続地権 (取消) 料 (£10,000)、(無断) 囲い地 (surrounded grounds) への過料 (£3,000)、隠匿地 (£500) 過料、沿岸漁業特許料 (一)、フォ

レスト内の自由保有者の木材売却権料 (£300) 陪審員 (免除) 料、騎士 (免除) 料 (£20,000、抵当賃貸 (許可) 料 (£6,000)、ハートフォード伯の土地の (処分収益 (£6,000))。恩赦はこれら種々のプロパティに関わる種々の免除をなすものであったと思われる。

- (18) 刑罰法の対象となったものは次のごとくである。大逆・反乱およびその隠蔽と幫助・海賊行為・殺人・偽金作り・押し込み・国璽偽造・放火・強姦・誘拐・魔術・強盗・誹謗・関税補助税の不払・関税補助税の役人の怠慢不正・囲い込み・偽証・証書偽造・金銀の無許可輸出・近親相姦・密通・不貞・聖職売買・高利・シティ三マイル内での不法建築、分譲。フォレストに置ける無許可の開墾地・隠匿地に対する過料などもこれに相当すると思われる。Dean, *op.cit.*, pp.55-62, 291-4; 酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策』。刑罰法とその告発について次を参照。M.W.Beresford, 'The common informer, the penal statutes and economic regulation', *EHR*, 2nd ser., 10 (1957-8), p.223; Elton, *op.cit.*, pp.385-8; C. J.Kitching, 'The quest for concealed lands in the reign of Elizabeth I', *TRHS*, 5th ser. (1974); D.R.Liddington, 'Parliament and the enforcement of the penal statutes: the history of the act "in restraint of common promoters"', *Parliamentary History*, 8, pt 2 (1989).
- (19) E.R.Foster (ed.), *Proceedings in Parliament 1610*, (1966), II, p.145.
- (20) 国王代理人としてのモンペッソンの活動については次を参照。酒井『財政史論』13, 30, 90, 124頁。
- (21) *C.J.I*, p.713.
- (22) (23) (24) Herrup, *op.cit.*, p.133.
- (25) 徳金について次を参照。酒井『財政史論』71, 72, 80, 82, 83, 31, 139, 155頁。
- (26) Foster, *Proceedings in Parliament 1610*, II, pp.32-3; J.P.Cooper (ed.), *Wentworth Papers 1597-1628*, (1973), pp.167, 238.
- (27) 酒井『財政史論』79, 81, 91頁。McClure, *Letters of Chamberlain*, I, p.581.
- (28) Foster, *Proceedings in Parliament 1610*, II, 142-4; *C.J.i*, p.592.
- (29) Herrup, *op.cit.*, p.135.
- (30) 1606年の付加関税不払いの商人ペイトの裁判で、臣民の財産権を守る議会の課税合意権と緊急事態に対処する国王の絶対的権限とが衝突し、結果は国王有利の判決が出された。酒井重喜『近代イギリス財政史研究』135-38, 146, 148-50頁。1637年の船舶税裁判で、同税の支払いを拒否したハムデンの審議で臣民の財産権と国王大権というともにそれ自体を否定するものがない法的環境のものでいずれが最終的に優先するかで裁判官の判断が分かれ結果としては国王大権の優先とハムデンの有罪が決定された。酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』第九章、船舶税裁判。
- (31) Herrup, *op.cit.*, p.136.

- (32) Elton, *Parliament of England*, p.130.
- (33) M.F.Keeler, J.Cole & W.R.Bidwell (eds), *Proceedings in Parliament 1628* (1977), VI, p.199.
- (34) Notestein, Relf and Simpson, *Common Debates in 1621*, II, pp.163, 409 ; J.Sommerville (ed.) *James VI/I political writings* (1994), p.264 ; John Rushworth, *Historical Collections* (1669), pt 1, 115 ; Keeler, Cole & Bidwell, *Proceedings in Parliament 1628*, II, p.6.
- (35) 1610年の「大契約」提案における、「後見権・徴発権の廃止」と新税承認の取引を提案者ロバート・セシルはより商人的取引とみなし、フランシス・ベーコンはそれを批判して「厚情の交換」としてなされるべきであるとした。酒井重喜『混合王政と租税国家』第三章。
- (36) 苦情の救済と供与の承認を「兄弟」(イサクとエサウ)とする事例について次を見よ。酒井『財政史論』96-99頁。
- (37) Notestein, Relf and Simpson, *Common Debates in 1621*, II, p.163-5, 409 ; J.Sommerville (ed.), *James VI/I political writings* (1994), p.194.
- (38) 補助税が恩赦をもたらすのであるなら、どうして刑罰法違反等の過料の免除を意味する恩赦が補助税と対にされることがあるだろうか。恩赦を、減収を予定するものからそれ自体財政貢献をするものにする志向は政府部内にあった。その一例が本文で見たヘイクウエルの恩赦販売案である。Keeler, Cole & Bidwell, *Proceedings in Parliament 1628*, IV, pp.281, 294-5, 297-8, 331-4.
- (39) 1624年議会については次を参照。酒井『財政史論』第四章。
- (40) *C.J.*, i, p.690 ; Keeler, Cole & Bidwell, *Proceedings in Parliament 1628*, IV, p.281, 294-5, 297-8, 331-4.
- (41) 1628年の議会について酒井『財政史論』116頁。 *C.J.*, I, 912-19 ; Keeler, Cole & Bidwell, *Proceedings in Parliament 1628*, IV, p.331, 468.
- (42) Herrup, op.cit., p.139.
- (43) 1624年議会における25万ポンドの財政的貢献とそれを得るためにジェイムズが行った幾多の譲歩・返報について次を見よ。酒井『財政史論』103-5頁。

The Parliamentary Pardon and The Subsidy in Early Stuart England

Shigeki Sakai

Summary

All of the people in England in the 1620s agreed that the demands of penal laws, feudal remnants and the fine for unauthorized property transfers could be oppressive. All agreed that good parliamentary pardons brought popular approbation to both kings and parliaments and that parliaments without pardons could bring on themselves the popular contempt. Anyone does not deny that 'the honor of the custom of the realm' should be the touchstones of parliamentary pardons. But when custom was put into practice, the constitutional ambiguity inherent in custom rose to the surface. James I showed the consideration for the reciprocal custom, but Charles I did not. King and parliament, as the independent elements in the mixed monarchy, shared the view on the reciprocity of the 'loose association'. But when the parliamentary pardons which particularly involved the constitutional ambiguity, were put into practice, the mutual trust between king and parliament broke up and the fragility involved in the mixed monarchy was revealed.